

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-134
処分の種類	(県施行の場合の) 特定建築者の決定の取消し			
根拠法令条例等・条項	都市再開発法第118条の28第2項において準用する同法第99条の8第1項			
処分の概要	県施行の場合の、特定建築者の決定の取消し			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (県施行の実績はなく、今後も当面予想できないため また、処分の先例がなく、基準の具体化が困難であるため)			
基準の制定根拠	—			